

岐阜県森林公社造林事業実施要領

(目 的)

第1 この要領は、別に定めるもののほか公益社団法人岐阜県森林公社(以下「発注者」という)の行う公社造林事業に必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の作成)

第2 発注者は毎年、翌年度の事業計画案を9月末日までに作成する。

(事業量の決定)

第3 前項の事業計画を、当年度の公益社団法人岐阜県森林公社理事会で決定する。

(事業の実施方法)

第4 事業の実施方法は原則として請負とする。

(契約の方法)

第5 事業契約の方法は、岐阜県森林公社造林事業請負契約の方法に関する取扱要領による。

(契約締結)

第6 発注者は、予算の範囲内で予定価格を定め、適当と認めるものを「受注者」とし、請負契約書(第2号様式の1)を作成し、契約を締結する。

2. 契約の内容に変更が生じた場合は、変更契約書(第2号様式の2)により、変更契約を締結する。

(事業の着手)

第7 受注者は事業に着手するときは速やかに公社に着手届(第3号様式の1)、及び施工管理担当者届(第3号様式の2)を提出しなければならない。

(施行管理)

第8 受注者は別に定める仕様書、及び造林事業施工管理基準に基づき実施しなければならない。

(作業日誌)

第9 受注者は事業地毎に現場責任者を定め施業状況等について作業日誌(第4号様式)記録して保管するものとする。

(部分払)

第10 受注者は事業完了前に事業の出来形部分に対する部分払の請求をすることが出来る。

2. 部分払は、出来形が50%以上に達したときで、出来形額の90%以内とする。また、複数の仕様を合算して契約した場合は、仕様書番号毎に出来形が50%以上に達したとき請求ができる。

3. 発注者は部分払の必要を認めたときは、出来形届(第5号様式)を提出させるものとする。

4. 出来形部分払の請求回数は次による。

(1) 契約額 200万円以上 1,000万円未満 1回

(2) 契約額 1,000万円以上 2回

(事業の完成)

第11 受注者は事業を完成したときは、速やかに完成届(第6号様式)に完成写真を添えて発注者に提出するものとする。

(検 査)

第 12 発注者は、受注者から事業の出来形届および完成届の提出があったときは、受理してから起算して 14 日以内に別に定める検査要領に基づき検査を行うものとする。

(請負費の支払)

第 13 受注者は検査に合格したときは請求書(第 7 号様式)を発注者に提出するものとする。

2. 発注者は前項の請求書を受理してから起算して 40 日以内に請負金額を支払うものとする。

附 則	この要領は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 18 年 10 月 2 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 21 年 12 月 10 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
附 則	この要領の一部改正は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

(第2号様式の1)

仕様書番号 第

号

収 入
印 紙

公社造林事業請負契約書

1 請負の目的

事 業

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間

〇〇 年 月 日より

〇〇 年 月 日まで

4 請 負 金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

うち取引に
係る消費税額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び29条の規定により算出したもので、契約代金に〇〇〇分の〇〇を乗じて得た額とする。

5 契約保証金

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記の事業について、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書1通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、発注者がこれを受注者はその写しを保有する。

〇〇 年 月 日

住 所
発注者 公益社団法人岐阜県森林公社
理 事 長 (印)

住 所
受注者
氏 名 (印)

※契約保証金が発生するときは上記の枠に金額を記載。また、免除の場合は枠を削除し「免除」と記載。

(別 記)

請 負 契 約 約 款

- 第1条 受注者は、図面及び仕様書に基づき頭書の契約金額をもって頭書の期間内に事業を履行しなければならない。
- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 第3条 受注者は、この契約の履行についてこの事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 第4条 受注者はこの契約を履行するにあたって、事業に着手したときはただちに発注者に書面による着手届を提出しなければならない。
- 第5条 受注者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により履行期限までに完成することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延期を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。
2. 発注者は、前項の工期延長が発注者の責めに帰すべき事由のある場合においては、契約金額に必要と認められる変更を行い、又受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第6条 契約の目的が完了したときは、発注者に事業完了届を提出しなければならない。
2. 発注者は受注者から前項の事業完了届を受領したときは、その日から14日以内に検査を行わなければならない。この場合、受注者は検査に立会うものとする。
3. 受注者は、手直しを命じられたときは、遅滞なく手直しを行い、発注者に手直しした旨通知し、再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については前項の規定を準用する。
4. 受注者は、竣工検査後であっても当該検査後2年以内に国又は県及び市町村の行う検査又は監査に当たり、発注者より立会を求められたときはこれに立会うものとし、当該検査又は監査において破壊された部分の復旧に要する費用を負担し、かつ、国又は県の指摘を受けた場合はその指摘金額（利子及び加算金を含む。）の返還の義務を負い、またこれに相当する手直し工事をする義務を負う。
- 第7条 受注者は、前条の規定により、検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約金額を請求する。
2. 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から40日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 第8条 受注者は、事業完了前に事業の出来形部分に対する部分払の請求をすることができる。この場合出来形届を提出する。
2. 部分払は、出来形が50%以上に達したときで、出来形額の90%以内とする。また、複数の仕様を合算して契約した場合は、仕様毎に出来形が50%以上に達したとき請求ができる。
3. 出来形部分払の請求回数は次による。
- | | | | |
|---------|-----------|-----------|----|
| (1) 契約額 | 200万円以上 | 1,000万円未満 | 1回 |
| (2) 契約額 | 1,000万円以上 | | 2回 |
4. 発注者は前項の請求を適当と認めたときは、前条第2項に準じて支払う。
- 第9条 受注者が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、発注者は受注者から違約金を徴収する。ただし、第5条の規定により発注者において履行期限の延長を承認したときは、この限りではない。
2. 前項の違約金は、履行期限の翌日から遅延日数1日につき頭書の契約金額に、1000分の2を乗じて得た額とする。
3. 発注者の責に帰すべき理由により、第7条第2項の規定に定める期間内に契約金が支払われないときは、受注者はその期限の翌日から年〇〇パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。
- 第10条 発注者の責に帰すべき理由により、第6条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、第7条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとし、又当該遅延日数が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとみなし、発注者はその超える日数に応じ前条第3項に規定す

る遅延利息を支払わなければならない。

第11条 発注者は、受注者が次の各号の1に該当したときは、契約を解除する。

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により頭書の期限内又は期限後相当期間内に契約の目的物を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに、通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 第3条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号の外、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
2. 受注者は、契約の目的物の変更により頭書の契約金額が「3分の2」以上減じ又は履行期限が「2分の1」以上短縮されたときは、発注者に対し契約の解除を申し出て契約を解除することができる。なお、この場合受注者に損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
3. 第1項の規定により契約を解除されたときは、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
4. 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約の目的物の既済部分があるときは、発注者の所有とすることができる。この場合において発注者は当該部分の検査をし、その合格部分に対する契約金額相当額を支払わなければならない。

第12条 発注者は、第11条第1項に該当する場合の他、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 受注者の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第7号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
 - (4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第10号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
 - (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
3. 前項の場合において、規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保となる有価証券等の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保となる有価証券等をもって違約金に充当することができる。

第13条 発注者は、工事が完成するまでの間は第12条第1項、第12条の2第1項及び第12条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第14条 受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は契約金のうちからその金額を控除し、なお不足するときは追徴する。

2. 前項の追徴する場合は、発注者は受注者から納付期限の翌日から遅延日数1日につき、年〇〇パーセントの割合で計算した遅滞金を追徴する。

第15条 受注者は、この事業の実施において発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任及び負担において処理しなければならない。

第16条 この契約に関する一切の紛争については、発注者受注者協議して定める。

第17条 この契約に定めない事項については、必要に応じ発注者受注者協議して定める。

令和 年度 森林公社造林事業仕様書

仕様書番号 第	号	施行箇所				施行面積 ha	資材		備考
		市町村	大字	字	地番		資材名	数量	
計									

事業

(第2号様式の2)

仕様書番号 第 号

収 入
印 紙

公社造林事業請負変更契約書

〇〇 年 月 日付け、公益社団法人 岐阜県森林公社（以下「発注者」という）
（以下「受注者」という）との間に締結した下記事業地内の
事業に関する契約書の一部を次のように変更する。

1. 履行箇所

2. 履行期間 〇〇 年 月 日
〇〇 年 月 日

3. 請負金額 当初請負金額に対して（増・減）額する額

--	--	--	--	--	--	--	--

うち取引に
係る消費税額

--	--	--	--	--	--	--	--

「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び29条の規定により算出したもので、契約代金に〇〇〇分の〇〇を乗じて得た額とする。

本契約の証として本書1通を作成し、発注者 受注者記名押印のうえ、発注者がこれを受注者はその複写を保有する。

〇〇 年 月 日

住 所
発注者 公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 ⑩

住 所
受注者 氏 名 ⑩

(第3号様式の1)

着 手 届

仕 様 書 番 号 第 号

事 業 名 事 業

履 行 場 所 市 町 大字 字 地内他 箇所
郡 村

契 約 年 月 日 〇〇 年 月 日

完 成 期 限 〇〇 年 月 日

上記事業については、〇〇 年 月 日着手しましたからお届
けいたします。

〇〇 年 月 日

受注者 住 所

氏 名

印

公益社団法人 岐阜県森林公社

理 事 長 様

施工管理担当者届

仕様書番号 第 号

事業名 事業

履行場所 市 町 大字 字 地内
郡 村

着手年月日 ○○ 年 月 日

完成期限 ○○ 年 月 日

施工管理担当者

上記の者を選任しましたのでお届けします。

○○ 年 月 日

請負者 住所

氏名

㊞

公益社団法人 岐阜県森林公社

理事長 様

(第4号様式の1)

〇〇 年度

作 業 日 誌

造林地

市
町大字
村

字

地内

施工管理担当者

(第4号様式の2)

月 日	作業名		出役人数	人
	本日の出来高		使用資材	
天候	特記事項			
月 日	作業名		出役人数	人
	本日の出来高		使用資材	
天候	特記事項			
月 日	作業名		出役人数	人
	本日の出来高		使用資材	
天候	特記事項			
月 日	作業名		出役人数	人
	本日の出来高		使用資材	
天候	特記事項			

(第5号様式)

検 査 命 令 書			
検査権者		課・係	
本事業の検査を命ずる		〇〇	年 月 日
検査員職		氏名	
検査年月日		〇〇	年 月 日

出 来 形 届

仕様書番号 第 号

事業名 事業

履行場所 市 町 大字 字 地内他 箇所
郡 村

契約年月日 〇〇 年 月 日

完成期限 〇〇 年 月 日

上記事業の部分払いをお願いしたいので下記のとおり出来形をお届けします。

〇〇 年 月 日

受注者 住 所
氏 名

印

公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 様

記

出来形完成年月日 〇〇 年 月 日現在

契約 番号	契約 数量	前回までの出来形		今回の出来形		出来形累計		摘要
		数 量	歩 合	数 量	歩 合	数 量	歩 合	
		ha	%	ha	%	ha	%	
		m		m		m		

(第6号様式)

検 査 命 令 書			
検査権者		課・係	
本事業の検査を命ずる			〇〇 年 月 日
検査員職		氏名	
検査年月日		〇〇 年 月 日	

完 成 届

仕様書番号 第 号

事業名 事業

履行場所 市 町 大字 字 地内他 箇所
郡 村

契約年月日 〇〇 年 月 日

完成期限 〇〇 年 月 日

上記事業については、〇〇 年 月 日完成しましたからお届けいたします。

〇〇 年 月 日

受注者 住 所

氏 名

印

公益社団法人岐阜県森林公社

理事長 様

(第7号様式)

請 求 書

金 円也

ただし、
市 町
郡 大字 字 地内他 箇所
村

(事業名) 事業請負代金 (金額・部分払金)

- | | | |
|-----|----|--------------------|
| 1 金 | 円也 | 契約金額 |
| 2 金 | 円也 | 出来形 (割) に対する価格相当額 |
| 3 金 | 円也 | 上記10分の9以内の金額 |
| 4 金 | 円也 | 前回までの受領済額 |
| 5 金 | 円也 | 今回請求額 |
| 6 金 | 円也 | 完成による清算金請求額 |

上記のとおり請求します。

〇〇 年 月 日

住 所

氏 名

㊟

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長 様

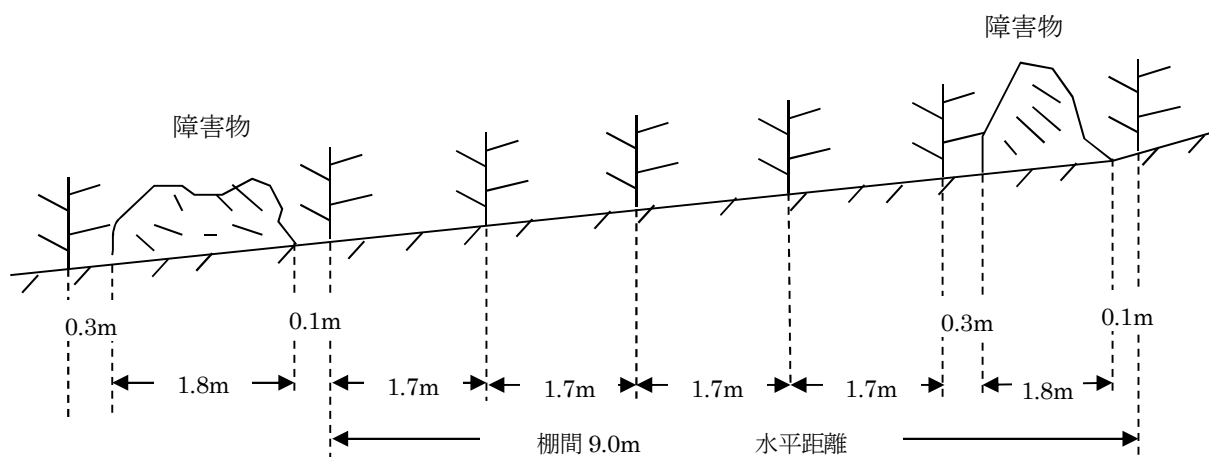
岐阜県森林公社造林事業仕様書

この仕様書は、岐阜県森林公社造林事業の各工種についての施業仕様を示すもので特別の事項については、別途指示する。

(地 拵)

- 1 地拵の刈払は全刈りとし、尾根筋、急傾斜等には必要に応じて保護樹帯を残すこと。なお、制限林の施業にあたっては、森林計画に定められた施業方法によるものとする。
- 2 地拵は、苗木の植付けを容易にし、かつ、苗木の生育に支障とならないよう行うこと。
- 3 木竹、雑草、つる類等は地際より刈払うこと。
- 4 胸高直径15cm以上の樹木は巻枯しをすることができる。巻枯しは薬剤を使用するかまたは地上60cm位のところで周囲を幅30cm以上、深さ木質部に達するまで樹皮を削り取ること。
- 5 形質優良で生育見込みある有用樹木は監督員の指示を受け残置すること。
- 6 刈払い木竹、枝条等を横置にする場合は、下図のように幅1.7m棚間9.0m（水平距離）を標準として筋条にし、又は沢敷地等の事業地外へ集積すること。

但し、監督員の指示により、地形によって変更することができる。



- 7 階段造林を行う場合の階段工は上部より施工し水平に切り、捨土に留意して、土砂崩れのおこらないよう十分注意すること。

(植 栽)

- 1 苗木は県の林業種苗木法実施要領に定める品質、系統の明確な規格に合ったものを使用すること。
- 2 苗木の購入にあたっては、県の樹苗需給調整要領に従い、特に苗木生産者と運搬方法、時期、着荷場所等連絡を密にし、到着次第梱包を解き直ちに仮植すること。
- 3 仮植は土仮植又は水仮植（すぎのみ）とし、土仮植は日陰適温の土地であって雨水の停滞しない場所を選び、長期にわたる場合は苗木が重ならないように一列に並べてやや深めに覆土し、よく踏みつけた後再び軽く土を覆い乾燥期は藎等で覆いをする。水仮植は、枝葉が水に浸ないように流水中に根際まで十分浸漬すること。

なお、白根のでないよう浸水期間に注意すること。又、ひのきは裏向きにならないようにすること。

- 4 植付けのため現場へ苗木を運搬したときは、直ちに仮植を行い、藎等で覆い風光に曝さないようにすること。

- 5 植付け時は苗木袋を使用し、直射日光の強い日、強風、又は乾燥甚しく活着の見込みのない場合は中止すること。
- 6 植穴は、径、深さともそれぞれ30cm程度に掘り礫、落葉、根茎等の夾雑物を除却し、細根を十分拡げて細土を入れ、苗木を少し引き上げ根囲りを十分踏みつけ更に覆土すること。
- 7 ひのきは原則として表を南方向に向けて植えること。
- 8 ライフパックの使用にあたっては、次のことに注意すること。
 - (ア) 湿気の多い所を避けて、少ない所に保管する。
 - (イ) 屋内でも高温になるところは避ける。
 - (ウ) 露天に放置する場合は、のり巻き状とした合わせ目を横側とし、かつ下向きにして水分が入らないようにする。
 - (エ) 直射日光のあたらない風通しのよい日陰に、3段以下にして保管する。
 - (オ) 高湿（外気温度25度）の時は、パック内がむれるおそれがあるので十分注意する。
 - (カ) 切り株等で穴があかないよう注意する。（破れた場合は、ガムテープ等でふさぐこと）
 - (キ) 開封後は速やかに植え付ける。
 - (ク) 開封後は菌が乾燥（脱水）しやすいので、必要最小量を取り出し、残りには遮光シートをかけて直射日光を避ける。
- 9 苗木植栽本数は通常1ヘクタール当り3,000本とし、植栽距離は支障木を筋条に集積した場合（前記（地拵）の6参照）の標準を次表に示す。

植付距離早見表（水平距離）ha当り3,000本植

棚間本数	棚間距離	苗木間距離		棚 巾	棚・苗木間距離
		横	縦		
本 3	5.4	1.8 m	1.8 m	1.4 m	上 0.1 下 0.3 m
		〃	1.7	1.6	〃
		〃	1.6	1.8	〃
		〃	1.5	2.0	〃
4	7.2	〃	1.8	1.4	〃
		〃	1.7	1.7	〃
		〃	1.6	2.0	〃
		〃	1.5	2.3	〃
5	9.0	〃	1.8	1.4	〃
		〃	1.7	1.8	〃
		〃	1.6	2.2	〃
		〃	1.5	2.6	〃

- 10 広葉樹の苗木には、誤伐がないよう目印をつけること。
 - (補 植)
 - 1 植栽の時から1カ年以内において、植栽木が枯損した場合において、その枯損がもつばら請負者の責に帰すべき事由によって生じたと認められたときは、その補植に要する費用は、請負者がこれを負担するものとする。
 - 2 補植は、欠損の箇所に確実に植え付け、脱落のないよう注意すること。

3 植栽方法については新植に準ずる。

(根 踏)

1 風、雪又は凍土により倒伏したり浮上した植栽木は根際を十分踏みつけ枯損防止をはかること。

(雪起し)

1 雪起しは、融雪後、樹液のまだ動かぬ前に速やかに行うこと。

2 雪起しの材料は縄等指定の材料を使用し、植栽木に損傷のおそれのある針金等は使用しないこと。

3 引起しは樹幹を垂直状態にしてよく根元を踏み付けること。

(下 刈)

1 下刈適期に行うこと。

2 刈払の方法は全刈とし、雑草木等を地際より刈払うこと。

3 植栽木を損傷しないこと。

4 植栽木の二段以上の股木は最も優良なものを残して他は刈取ること。

5 刈払った雑草木は植栽木の障害にならぬよう措置すること。

(つる切り)

1 つる防除の時期を誤らないこと。

2 つる切りは根部から抜きとるか、切断し造林木にからんでいるものは丁寧に取除くこと。

3 ケイピンを使用するときは、つるの根株にキリ等で穴をあけケイピンの薬剤含浸部が全部かくれるまで挿入すること。

4 その他薬剤使用の場合は、使用法を誤らないこと。

(除 伐)

1 造林木の生育に支障を及ぼす雑木、雑草類や将来主林木となる見込みのない劣勢木を除却すること。

2 林縁、峰筋等風当りの強い箇所の除伐については監督員の指示をうけること。

3 伐倒木は、造林木又は管理の障害にならぬよう措置すること。

4 将来性のある有用広葉樹は積極的に残置するよう心がけること。

(保育間伐)

間伐すべき樹木（以下「間伐木」という。）は、標示したもので次のとおりとする。

1 枯 損 木

2 病 木

3 障 害 木

4 被圧木等の成長見込みのないもの又は隣接木の成長を妨げるもの。

5 伐倒の際に隣接木に損傷を与えないよう注意すること。

6 残存木の幹に巻きついているつる類はすべて根引きまたは切断し、造林木の生育を妨げる茎葉を取り除くこと。

7 伐倒木はかかり木とならないようにすること。

8 間伐木は概ね等高線上に平行に残置することとし、後続作業の支障及び山地荒廃の誘因とならないようにすること。

(利用間伐)

上記の保育間伐に準拠するほか次のとおりとする。

- 1 間伐木の選定は、別に指示するところによること。
- 2 間伐木の造材方法及び搬出材については、監督員の指示に従うこと。
- 3 搬出材の集積箇所は、最寄りの道路際で監督員の指示する箇所とし、材積を確認する。
- 4 搬出しない材及び枝条等は、監督員の指示に従い、他の作業の支障とならないよう整理すること。

(枝 打)

- 1 枝打は適期すなわち晩秋から早春までに行うこと。
- 2 優良健全木を対象とし、劣勢木、損傷木の枝打は行わないこと。
- 3 樹齢、林況、林木の位置を考慮して、力枝以下について行うこと。
- 4 枝打は幹に沿って切り口は小さく、平滑にして切り口が早く癒合するよう行うこと。
- 5 林縁木は、林地保護のため原則として内側の枝だけ切り外側は残すこと。

(枝 払)

- 1 枝払の高さは、地上1mを標準とする。
- 2 樹幹に巻ついているつる類は、すべて根元より切り離し取り除くこと。

(すそ払い)

- 1 すそ払いの高さは、地上60cmを標準とする。
- 2 樹幹に巻ついているつる類は、すべて根元より切り離し取り除くこと。

(広葉樹改良)

- 1 優良広葉樹の障害となるものを選別し伐倒する。
- 2 根株より複数に成立しているもののうち、優良木を除き伐倒する。
- 3 伐倒した物件は、残置木の障害とならないよう措置する。

(野兎防除)

- 1 くくりわなは、艶消し鉄線を使用し、長さ80cmとし、わなの輪の直径は10cm程度とする
- 2 仕掛け方法は、わなの一端を樹木に結びつけ、固定し輪を地上から10cm位の高さにする
- 3 設置場所は造林地付近の小径、管理道等野兎の通路を選び、設置場所には必ず標示をし他を防止すること。

(忌避剤塗布)

- 1 忌避剤塗布は加害獣の口の位置に配慮し、葉の表面だけでなく枝及び幹全体に塗布する。
- 2 塗布処理に際しては、1箇所に過度な量の塗布により気孔をふさがないようにする。

(クマ剥ぎ防除)

- 1 根本の結び目は容易に解けることのないよう固定し、高さ1.50mまで巻き付ける。
- 2 テープは成長による食い込み防止のため、十分広げて巻き付けること。

(作業路補修)

- 1 作業路の補修は、路面流出箇所、崩土箇所等の整備を行い、補修不能の箇所は迂回路を作設する。

(管理歩道開設)

- 1 管理歩道は、新植、保育作業が容易に出来るようもっとも効率的な開設を心がけること。
- 2 歩道巾員は60cmとする。

(管理歩道の維持管理)

- 1 保育等作業期間中には、使用する管理歩道は利用できるよう常に維持管理を怠らないこと。

(管理歩道等補修)

- 1 管理歩道及びその他造林作業のために使用する歩道の補修は、雑木及び雑草を除去し通行可能にするとともに、決壊等がある場合は切り取り若しくは木材等により歩道幅60cm以上を確保するよう補修すること。

なお、補修にあたっては造林木に損傷を与えないよう十分に注意すること。

(境界標柱建設)

- 1 標柱は公社の指定する規格のものを使用し、設置場所は、設計図により標柱を2/3埋設すること。

(林地保護工)

- 1 杭の打込み角度は山腹傾斜に直角の方向と垂直線との2等分線とする。
- 2 杭の打ち込み深さは杭長の2/3とし、杭頭を損傷しないよう、丁寧に打つこと。
- 3 ネットを張る際にはU字釘にて杭の内側に確実に打ちつけ固定すること。
- 4 地面を切崩した土はネット方向に埋戻して水平にすること。
- 5 必要に応じ種子を播種し、肥料木を植付け、施肥すること。

(獣害防止柵)

- 1 地山の勾配が大きく変化する場所では、地面との隙間が出来ないように万全を期すこと。
- 2 支柱間隔、支柱打込深及びアンカー等は使用する資材の標準仕様を遵守すること。

(境界確認)

- 1 境界は、幅1.6mで雑木の除去及び雑草の刈り払いを行うこと。
- 2 必要に応じて境界標柱の建て直し及び補足を行うこと。

(資材の購入)

- 1 造林事業に必要な資材を購入する場合は、公社にあらかじめ協議し承諾を得ること。

(施工管理)

- 1 請負者は別に定める造林事業施工管理基準により施工管理をおこなわなければならない。

(その他)

- 1 施業に当たっては施工者は労務管理に万全を期し、災害防止につとめること。特に山火事防止には十分留意すること。
- 2 その他法令に係りのあるものについては、十分注意すること。